

消費者庁
非常勤一般職国家公務員 募集要領

1 採用内容

職 名：消費者庁照会専門員
採用予定者数：若干名
採用予定日：2019年4月1日

2 業務内容 国民や関係行政機関等からの問合せ等に関する業務補助

- ① 国民や関係行政機関等から寄せられる公益通報者保護制度についての問合せ対応
- ② その他消費者制度課長が必要と認める業務

3 応募資格

- ① 次の(1)・(2)のいずれかに該当する方
 - (1) 「消費生活専門相談員」、「消費生活アドバイザー」、「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識を有する者で、かつ、国の機関・地方消費生活センター・企業の相談窓口等において勤務経験を有する者
 - (2) 公益通報者保護法、労働法又は公法等について高度な知識を有する者（例 修士（法学）又は法務博士（専門職）の学位を取得している者）

② 年齢不問

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員とすることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 提出書類

- (1) 提出書類
 - 履歴書1通
＜カラー写真貼付。＞（書式自由）
 - 3の応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通
（認定証等）

※ 応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください（責任破棄）。

(2) 書類送付先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者庁消費者制度課総括係 電話 (03)-3507-9166

(3) 提出締切

2019年2月26日(火)

※ 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。また、締切前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を打ち切ることがございますので、ご承知おきください。

5 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類選考(1次選考)の後、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。投函後3週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

6 勤務条件

勤務地：〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

勤務時間：1日7時間45分(9:30~12:30および13:30~18:15)

土・日・祝日及び年末年始は休み。

勤務日数：1~3日/週(応相談)

任期：2020年3月31日まで

給与等：日額14,500円(予定)

※ 通勤手当支給(1日上限2,619円(勤務日数に応じて支給))

※ 賞与あり、昇給なし

※ 年次休暇は6ヶ月経過後に付与(全勤務日の8割以上出勤した場合)

7 その他

マイナンバーカードの取得

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、採用予定日までに取得していただく必要があります。

[マイナンバーカード総合サイト]

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

8 問い合わせ先

(業務内容) 消費者庁消費者制度課

電話 (03)-3507-9166

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 (03)-3507-9152